

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月1日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第14号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則
(銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(銃砲刀剣類製造事業等の届出)</p> <p>第3条 施行規則第4条第3項の規定により届出者に交付する銃砲刀剣類製造事業等届出済証明書としての届出を受理した旨の記載は、別記様式第1号のとおりとする。</p> <p>2 施行規則第4条第4項の規定による銃砲刀剣類の製造、販売又は製作の事業の廃止の届出は、別記様式第2号の銃砲刀剣類製造・販売・製作事業廃止届出書を提出して行うものとする。</p> <p>(人命救助等に従事する者届出済証明書の亡失等の届出等)</p> <p>第4条 施行規則第5条第3項において準用する施行規則第6条第5項の規定による人命救助等に従事する者届出済証明書の亡失、盗難又は滅失の届出は、別記様式第3号の人命救助等に従事する者届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書(以下「亡失等届出書」という。)を提出して行わなければならない。この場合において、人命救助等に従事する者届出済証明書の再交付の申請は、当該亡失等届出書にその旨を付記して行わなければならない。</p> <p>(使用人届出済証明書の亡失等の届出等)</p> <p>第5条 施行規則第6条第5項の規定による使用人届出済証明書の亡失、盗難又は滅失の届出は、別記様式第4号の使用人届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書を提出して行わなければならない。この場合において、使用人届出済証明書の再交付の申請は、当該使用人届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書にその旨を付記して行わなければならない。</p> <p>(射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等を所持しようとする者に対する</p>	<p>(銃砲刀剣類製造事業等の届出)</p> <p>第3条 施行規則第2条第3項の規定により届出者に交付する銃砲刀剣類製造事業等届出済証明書としての届出を受理した旨の記載は、別記様式第1号のとおりとする。</p> <p>2 施行規則第2条第4項の規定による銃砲刀剣類の製造、販売又は製作の事業の廃止の届出は、別記様式第2号の銃砲刀剣類製造・販売・製作事業廃止届出書を提出して行うものとする。</p> <p>(人命救助等に従事する者届出済証明書の亡失等の届出等)</p> <p>第4条 施行規則第2条の2第3項において準用する施行規則第3条第5項の規定による人命救助等に従事する者届出済証明書の亡失、盗難又は滅失の届出は、別記様式第3号の人命救助等に従事する者届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書(以下「亡失等届出書」という。)を提出して行わなければならない。この場合において、人命救助等に従事する者届出済証明書の再交付の申請は、当該亡失等届出書にその旨を付記して行わなければならない。</p> <p>(使用人届出済証明書の亡失等の届出等)</p> <p>第5条 施行規則第3条第5項の規定による使用人届出済証明書の亡失、盗難又は滅失の届出は、別記様式第4号の使用人届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書を提出して行わなければならない。この場合において、使用人届出済証明書の再交付の申請は、当該使用人届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書にその旨を付記して行わなければならない。</p> <p>(射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等を所持しようとする者に対する</p>

許可の期間)

第6条 令第6条第1項の規定により公安委員会が定める許可の期間は、2年とする。

2 令第6条第2項の規定により公安委員会が定める許可の期間は、最長1年を限度に、最初の芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの始期から最後の当該公演等の終期までの期間にその前後の準備及び後片づけを勘案した期間を加えた期間を基準として、その都度公安委員会が定めるものとする。

(申請書の添付書類の様式)

第7条 施行規則第11条第1項第14号に規定する証明書は、別記様式第5号の銃砲刀剣類所持証明書のとおりとする。

(国際競技に参加する外国人に対する許可の期間)

第8条 令第24条第1項の規定により公安委員会が定める許可の期間は、60日とする。

(銃砲又は刀剣類の所持の不許可の通知)

第9条 略

(認知機能検査の申請の手続等)

第9条の2 法第4条の3第1項(法第7条の3第3項において準用する場合を含む。)の認知機能に関する検査の申請は、別記様式第7号の認知機能検査申請書を提出して行うものとする。

2 前項の検査は、警察署において行うものとする。

(認知症の診断を行う医師の指定)

第9条の3 法第4条の3第2項(法第7条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による医師の指定は、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症(以下「認知症」という。)の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。

2 第30条の4第2項及び第3項の規定は、前項の医師の指定について準用する。

許可の期間)

第6条 令第4条第1項の規定により公安委員会が定める許可の期間は、2年とする。

2 令第4条第2項の規定により公安委員会が定める許可の期間は、最長1年を限度に、最初の芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの始期から最後の当該公演等の終期までの期間にその前後の準備及び後片づけを勘案した期間を加えた期間を基準として、その都度公安委員会が定めるものとする。

(申請書の添付書類の様式)

第7条 施行規則第4条の2第1項第10号に規定する証明書は、別記様式第5号の銃砲刀剣類所持証明書のとおりとする。

(国際競技に参加する外国人に対する許可の期間)

第8条 令第6条第1項の規定により公安委員会が定める許可の期間は、60日とする。

(銃砲又は刀剣類の所持の不許可の通知)

第9条 略

(受診等の命令の手続)

第9条の4 法第4条の3第2項（法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による受診及び診断書の提出の命令は、別記様式第7号の2の受診等命令書により行うものとする。

(猟銃及び空気銃の取扱い講習会の開催)

第10条 略

2 令第17条第2項の規定による公表は、公安委員会の掲示板に掲出するほか、警察署の掲示板に掲出して行うものとする。

(初心者講習会の講習用資料の交付)

第11条 略

(考査及び講習修了証明書の交付)

第13条 初心者講習会の受講者については、講習事項の内容を正確に修得したかどうかを確認するため、講習終了後に考査を実施するものとする。

2・3 略

(技能検定通知書の交付時期)

第14条 施行規則第23条の規定による技能検定通知書の交付は、技能検定の実施の10日前までに行うものとする。

(許可証の記載事項の変更又は亡失等の届出)

第16条 施行規則第32条の規定による届出書の提出は、施行規則第33条第1項の規定による銃砲刀剣類所持許可証書換申請書の提出又は施行規則第34条の規定による銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書の提出をもって代えることができる。この場合において、これらの申請書には、施行規則第32条に規定する届出事項を記載しなければならない。

(射撃指導員として必要な知識の有無の認定)

第19条 施行規則第43条第1項第4号に掲げる基準に該当する者であるかどうかの認定は、考査により行うものとする。この場合においては、第13条第2項及び第3項の規定を準用する。

(教習資格認定証の有効期間)

(猟銃及び空気銃の取扱い講習会の開催)

第10条 略

2 令第5条の8第2項の規定による公表は、公安委員会の掲示板に掲出するほか、警察署の掲示板に掲出して行うものとする。

(講習用資料の交付)

第11条 略

(考査及び講習修了証明書の交付)

第13条 初心者講習の受講者については、講習事項の内容を正確に修得したかどうかを確認するため、講習終了後に考査を実施するものとする。

2・3 略

(技能検定通知書の交付時期)

第14条 施行規則第6条の7の規定による技能検定通知書の交付は、技能検定の実施の10日前までに行うものとする。

(許可証の記載事項の変更又は亡失等の届出)

第16条 施行規則第9条の規定による届出書の提出は、施行規則第10条第1項の規定による銃砲刀剣類所持許可証書換申請書の提出又は施行規則第11条の規定による銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書の提出をもって代えることができる。この場合において、これらの申請書には、施行規則第9条に規定する届出事項を記載しなければならない。

(射撃指導員として必要な知識の有無の認定)

第19条 施行規則第11条の6第1項第4号に掲げる基準に該当する者であるかどうかの認定は、考査により行うものとする。この場合においては、第13条第2項及び第3項の規定を準用する。

(教習資格認定証の有効期間)

第20条 令第26条第2項の規定により公安委員会が定める教習資格認定証の有効期間は、3月とする。

(教習用備付け銃に係る届出済証明書)

第22条 第3条第1項の規定は、施行規則第58条第2項の規定により届出者に交付する教習用備付け銃届出済証明書について準用する。

(練習用備付け銃に係る届出済証明書及び改善命令等の手続)

第25条 第3条第1項の規定は、施行規則第72条において準用する施行規則第58条第2項の規定により届出者に交付する練習用備付け銃届出済証明書について準用する。

2 略

(年少射撃資格の不認定の通知)

第25条の2 法第9条の13第1項の規定による資格の認定をしないときは、別記様式第9号の2の年少射撃資格不認定通知書により行うものとする。

(年少射撃資格講習会の開催の公表の方法)

第25条の3 第10条第2項の規定は、令第29条第1項の規定による公表について準用する。

(年少射撃資格講習会の講習用資料の交付)

第25条の4 第11条の規定は、令第29条第1項の年少射撃資格講習会について準用する。

(考査及び年少射撃資格講習修了証明書の交付)

第25条の5 第13条第1項及び第2項の規定は、令第29条第1項の年少射撃資格講習会の受講者について準用する。この場合において、第13条第2項中「猟銃及び空気銃の所持」とあるのは「空気銃の所持」と、「猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い」とあるのは「空気銃の使用」と読み替えるものとする。

2 法第9条の14第2項の年少射撃資格講習修了証明書は、前項において準用する第13条第1項の考査において70パーセント以上の成績を修めた者に対し講習終了後、講習場所において交付するものとする。

第20条 令第6条の3第2項の規定により公安委員会が定める教習資格認定証の有効期間は、3月とする。

(教習用備付け銃に係る届出済証明書)

第22条 第3条第1項の規定は、施行規則第11条の19第2項の規定により届出者に交付する教習用備付け銃届出済証明書について準用する。

(練習用備付け銃に係る届出済証明書及び改善命令等の手続)

第25条 第3条第1項の規定は、施行規則第11条の32において準用する施行規則第11条の19の規定により届出者に交付する練習用備付け銃届出済証明書について準用する。

2 略

(空気銃又はけん銃の預り書の交付)

第26条 法第10条の5第1項の規定により空気銃又はけん銃（当該けん銃に係るけん銃部品及び当該けん銃に適合するけん銃実包を含む。）の保管の委託を受けた者は、委託者に対して、当該空気銃又はけん銃と引き換えに別記様式第10号の空気銃又はけん銃預り書を交付するものとする。

(帳簿)

第26条の2 法第10条の5の2に規定する帳簿の様式は、別記様式第10号の2の猟銃実包出納簿のとおりとする。

(報告徴収、立入検査等の手続)

第27条 法第10条の6第1項の規定による銃砲及び実包等の保管状況の報告徴収は、別記様式第11号の銃砲保管状況報告徴収通知書により通知し、別記様式第12号の銃砲保管状況報告書を提出させて行うものとする。

2 施行規則第89条の規定による立入検査の通告は、別記様式第13号の立入検査実施通告書により行うものとする。ただし、緊急に立入検査を実施する必要がある場合は、口頭で行うことができる。

3 略

(猟銃等保管業に係る届出済証明書及び改善命令等の手続)

第28条 第3条第1項の規定は、施行規則第91条第3項の規定により届出者に交付する猟銃等保管業届出済証明書について準用する。

2 略

(指示の手続)

第29条 法第10条の9の規定による危害予防上必要な措置を執るべきことの指示は、別記様式第15号の指示書により行うものとする。

(銃砲刀剣類の所持許可の取消しの手続)

第30条 法第11条第1項から第6項までの規定による銃砲刀剣類の所持の許可の取消しは、別記様式第16号の銃砲刀剣類所持許可取消通知書により行うものとする。

(年少射撃資格の認定の取消しの手続)

第30条の2 法第11条の3の規定による年少射撃資格の認定の取消しは、別

(けん銃等の預り書の交付)

第26条 法第10条の5第1項の規定によりけん銃、当該けん銃に係るけん銃部品及び当該けん銃に適合するけん銃実包（以下この条において「けん銃等」という。）の保管の委託を受けた者は、委託者に対して、当該けん銃等と引き換えに別記様式第10号のけん銃等預り書を交付するものとする。

(報告徴収、立入検査等の手続)

第27条 法第10条の6第1項の規定による銃砲の保管状況の報告徴収は、別記様式第11号の銃砲保管状況報告徴収通知書により通知し、別記様式第12号の銃砲保管状況報告書を提出させて行うものとする。

2 施行規則第12条の3の規定による立入検査の通告は、別記様式第13号の立入検査実施通告書により行うものとする。ただし、緊急に立入検査を実施する必要がある場合は、口頭で行うことができる。

3 略

(猟銃等保管業に係る届出済証明書及び改善命令等の手続)

第28条 第3条第1項の規定は、施行規則第14条第3項の規定により届出者に交付する猟銃等保管業届出済証明書について準用する。

2 略

(許可に係る銃砲刀剣類の指示の手続)

第29条 法第10条の9の規定による許可に係る銃砲刀剣類についての指示は、別記様式第15号の指示書により行うものとする。

(銃砲刀剣類の所持許可の取消しの手続)

第30条 法第11条第1項から第5項までの規定による銃砲刀剣類の所持の許可の取消しは、別記様式第16号の銃砲刀剣類所持許可取消通知書により行うものとする。

記様式第16号の2の年少射撃資格認定取消通知書により行うものとする。

(報告徴収等の手続)

第30条の3 略

(医師の指定)

第30条の4 法第12条の3の規定による医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医 師
法第5条第1項第3号の政令で定める病気(令第8条第3号に定めるものを除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	略
令第8条第3号に定める病気にかかっている者	略
認知症である者	略

- 2 前項の医師の指定の期間は3年以内とし、再指定を妨げないものとする。
- 3 公安委員会は、第1項の医師の指定をしたときは、その氏名、勤務する病院の名称及び所在地並びに診断の対象者を告示するものとする。

(都道府県公安委員会間の連絡)

第32条 令第35条の規定による通知は、香川県警察本部長が定める様式による書面により行うものとする。ただし、令第35条第2項の規定による通知のうち、法第4条第1項第1号又は第3号から第5号の2までの規定による許可に係る許可証の書換えをした場合の通知は、この限りでない。

(準空気銃製造事業等の届出)

第32条の2 第3条第1項の規定は、施行規則第101条第3項の規定により届出者に交付する準空気銃製造事業等届出済証明書について準用する。

(報告徴収等の手続)

第30条の2 略

(医師の指定)

第30条の3 法第12条の3の規定による医師の指定(以下「医師の指定」という。)は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医 師
法第5条第1項第2号の政令で定める病気(令第5条の2第3号に定めるものを除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師
令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症である者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

- 2 医師の指定の期間は3年以内とし、再指定を妨げないものとする。
- 3 公安委員会は、医師の指定をしたときは、その氏名、勤務する病院の名称及び所在地並びに診断の対象者を告示するものとする。

(都道府県公安委員会間の連絡)

第32条 令第7条の3の規定による通知は、香川県警察本部長が定める様式による書面により行うものとする。ただし、令第7条の3第2項の規定による通知のうち、法第4条第1項第1号又は第3号から第5号までの規定による許可に係る許可証の書換えをした場合の通知は、この限りでない。

(準空気銃製造事業等の届出)

第32条の2 第3条第1項の規定は、施行規則第16条の4第3項の規定により届出者に交付する準空気銃製造事業等届出済証明書について準用する。

2 施行規則第101条第4項の規定による準空気銃の製造又は輸出の事業の廃止の届出は、別記様式第20号の準空気銃製造・輸出事業廃止届出書を提出して行わなければならない。

(模造けん銃製造事業等の届出)

第33条 第3条第1項の規定は、施行規則第103条第4項の規定により届出者に交付する模造けん銃製造事業等届出済証明書について準用する。

2 施行規則第103条第5項の規定による模造けん銃の製造又は輸出の事業の廃止の届出は、別記様式第21号の模造けん銃製造・輸出事業廃止届出書を提出して行わなければならない。

(模擬銃器製造事業等の届出)

第34条 第3条第1項の規定は、施行規則第104条第2項において準用する施行規則第103条第4項の規定により届出者に交付する模擬銃器製造事業等届出済証明書について準用する。

2 施行規則第104条第2項において準用する施行規則第103条第5項の規定による模擬銃器の製造又は輸出の事業の廃止の届出は、別記様式第21号の模擬銃器製造・輸出事業廃止届出書を提出して行わなければならない。

(一時保管した銃砲刀剣類等の不返還の通知)

第36条 施行規則第108条の規定による一時保管をした銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃を返還しない旨の通知は、別記様式第24号の不返還通知書により行うものとする。

(射撃教習実施状況の報告の手続)

第38条 略

(猟銃安全指導委員の活動区域等)

第38条の2 猟銃安全指導委員規則(平成21年国家公安委員会規則第12号)

第2条第1項の規定により定める活動区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 香川県東かがわ警察署の管轄区域
- (2) 香川県さぬき警察署の管轄区域
- (3) 香川県高松東警察署の管轄区域
- (4) 香川県小豆警察署の管轄区域

2 施行規則第16条の4第4項の規定による準空気銃の製造又は輸出の事業の廃止の届出は、別記様式第20号の準空気銃製造・輸出事業廃止届出書を提出して行わなければならない。

(模造けん銃製造事業等の届出)

第33条 第3条第1項の規定は、施行規則第17条の2第4項の規定により届出者に交付する模造けん銃製造事業等届出済証明書について準用する。

2 施行規則第17条の2第5項の規定による模造けん銃の製造又は輸出の事業の廃止の届出は、別記様式第21号の模造けん銃製造・輸出事業廃止届出書を提出して行わなければならない。

(模擬銃器製造事業等の届出)

第34条 第3条第1項の規定は、施行規則第17条の3第2項において準用する施行規則第17条の2第4項の規定により届出者に交付する模擬銃器製造事業等届出済証明書について準用する。

2 施行規則第17条の3第2項において準用する施行規則第17条の2第5項の規定による模擬銃器の製造又は輸出の事業の廃止の届出は、別記様式第21号の模擬銃器製造・輸出事業廃止届出書を提出して行わなければならない。

(一時保管した銃砲刀剣類等の不返還の通知)

第36条 施行規則第20条の規定による一時保管をした銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃を返還しない旨の通知は、別記様式第24号の不返還通知書により行うものとする。

(射撃教習実施状況の報告の手続)

第38条 略

- (5) 香川県高松北警察署の管轄区域
- (6) 香川県高松南警察署の管轄区域
- (7) 香川県坂出警察署の管轄区域
- (8) 香川県高松西警察署の管轄区域
- (9) 香川県丸亀警察署の管轄区域
- (10) 香川県善通寺警察署の管轄区域
- (11) 香川県琴平警察署の管轄区域
- (12) 香川県三豊警察署の管轄区域
- (13) 香川県観音寺警察署の管轄区域

2 法第28条の2第1項の規定により公安委員会が猟銃安全指導委員を委嘱したときは、その者の氏名及び連絡先を関係地域の住民に周知させるよう、警察署の掲示板への掲出その他適当な措置をとらなければならない。

3 猟銃安全指導委員は、辞職しようとするときは、あらかじめ、公安委員会に辞職承認願を提出し、その承認を得なければならない。

4 法第28条の2第7項の規定により公安委員会が猟銃安全指導委員を解嘱したとき、又は前項の規定により辞職を承認したときは、交付した猟銃安全指導委員規則第6条第1項の猟銃安全指導委員証及び同条第2項の腕章を返納させるものとする。

5 行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第3節の規定は、猟銃安全指導委員規則第8条の規定による弁明の機会の付与について準用する。

(警察本部長への委任)

第39条 略

(警察本部長への委任)

第39条 略

別記様式第2号（第3条関係）

銃砲刀剣類製造・販売・製作事業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第4条第4項の規定により、銃砲刀剣類の製造販売を業製作

とすることを廃止したので次のとおり届け出ます。

年 月 日

香川県公安委員会 殿

届出人

住 所

氏 名 ㊦

主たる事務所の名称及び所在地	
事業所の名称及び所在地	
責任者の住所及び氏名	
廃止の理由	
事業廃止の時期	
返納の書類	1 銃砲刀剣類製造事業等届出済証明書 2 使用人届出済証明書

備考

- 1 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 届出人が法人である場合は、届出人欄は、その所在地並びに名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第3条関係）

銃砲刀剣類製造・販売・製作事業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第2条第4項の規定により、銃砲刀剣類の製造販売を業製作

とすることを廃止したので次のとおり届け出ます。

年 月 日

香川県公安委員会 殿

届出人

住 所

氏 名 ㊦

主たる事務所の名称及び所在地	
事業所の名称及び所在地	
責任者の住所及び氏名	
廃止の理由	
事業廃止の時期	
返納の書類	1 銃砲刀剣類製造事業等届出済証明書 2 使用人届出済証明書

備考

- 1 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 届出人が法人である場合は、届出人欄は、その所在地並びに名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第4条関係）

人命救助等に従事する者届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第3項において準用する同規則第6条第5項

の規定により、人命救助等に従事する者届出済証明書を^{亡失}盗難したので次のとおり届け出
滅失
ます。

香川県公安委員会 殿 年 月 日

届出人
住 所
氏 名 ㊟

届 出 の 種 類		亡失 盗難 滅失（該当するものを○で囲むこと。）			
所持の 許可を 受けた者	住 所				
	氏 名				
	所持の 許可に 係る銃砲 許 可 番 号 型	種 類			
		番 号			
証明書番号及び交付年月日		第	号	年	月 日
人命救助等に 従事する者	氏名・生年月日	年 月 日			
	届出人との関係				
	氏名・生年月日	年 月 日			
	届出人との関係				
	氏名・生年月日	年 月 日			
	届出人との関係				
	氏名・生年月日	年 月 日			
	届出人との関係				
届 出 理 由					
再 交 付 の 必 要		有 無（該当するものを○で囲むこと。）			

備考

- 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第4条関係）

人命救助等に従事する者届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第2条の2第3項において準用する同規則第3条第

5項の規定により、人命救助等に従事する者届出済証明書を^{亡失}盗難したので次のとおり届
滅失
け出ます。

香川県公安委員会 殿 年 月 日

届出人
住 所
氏 名 ㊟

届 出 の 種 類		亡失 盗難 滅失（該当するものを○で囲むこと。）			
所持の 許可を 受けた者	住 所				
	氏 名				
	所持の 許可に 係る銃砲 許 可 番 号 型	種 類			
		番 号			
証明書番号及び交付年月日		第	号	年	月 日
人命救助等に 従事する者	氏名・生年月日	年 月 日			
	届出人との関係				
	氏名・生年月日	年 月 日			
	届出人との関係				
	氏名・生年月日	年 月 日			
	届出人との関係				
	氏名・生年月日	年 月 日			
	届出人との関係				
届 出 理 由					
再 交 付 の 必 要		有 無（該当するものを○で囲むこと。）			

備考

- 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第5条関係）

使用人届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第6条第5項の規定により、使用人届出済証明書を

亡失
盗難したので次のとおり届け出ます。
滅失

年 月 日

香川県公安委員会 殿

届出人

住 所
氏 名 ㊟

届 出 の 種 類		亡失 盗難 滅失 （該当するものを○で囲むこと。）
使用人届出済証明書	事業者及び事業所所在地	
	証明書番号及び交付年月日	第 号 年 月 日
	所持できる銃砲刀剣類の種類	
	使 用 人	
	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
届 出 理 由		
再 交 付 の 必 要		有 無 （該当するものを○で囲むこと。）

備考

- 1 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第5条関係）

使用人届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第3条第5項の規定により、使用人届出済証明書を

亡失
盗難したので次のとおり届け出ます。
滅失

年 月 日

香川県公安委員会 殿

届出人

住 所
氏 名 ㊟

届 出 の 種 類		亡失 盗難 滅失 （該当するものを○で囲むこと。）
使用人届出済証明書	事業者及び事業所所在地	
	証明書番号及び交付年月日	第 号 年 月 日
	所持できる銃砲刀剣類の種類	
	使 用 人	
	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
届 出 理 由		
再 交 付 の 必 要		有 無 （該当するものを○で囲むこと。）

備考

- 1 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第7号 (第9条の2関係)

認知機能検査申請書

銃砲刀剣類所持等取締法 第4条の3第1項
 第7条の3第3項において準用する同法第4条の3第1項

の認知機能に関する検査を次のとおり申請します。

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請者

住 所

氏 名 ㊟

受 検 区 分	<input type="checkbox"/> 許可	許可申請年月日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 更新	<input type="checkbox"/> 申請前
<input type="checkbox"/> 申請後 (更新申請年月日 年 月 日)		
受 検 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	電話番号	
受検希望日	年 月 日	※ <input type="checkbox"/> 変更 年 月 日
備 考		

備考

- 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 は、該当するものにを記入すること。
- 3 ※欄については、記載しないこと。
- 4 不要の文字は、横線で消すこと。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第7号 削除

別記様式第7号の2 (第9条の4関係)

受 診 等 命 令 書

第 号
年 月 日

殿

香川県公安委員会 ㊤

第4条の3第2項

銃砲刀剣類所持等取締法 第7条の3第3項において準用する同法第4条の3第2項の規定により、次のとおり指定する医師の診断を受けるべきこと及び当該医師の診断書の提出を命ずる。

受診を命ずる理由	
受診する指定医の の氏名並びに勤務 する病院の名称 及び所在地	
提出の期限	年 月 日
備 考	

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第8号(第21条、第24条関係)

教習資格認定取消通知書
練習資格

第 号
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

あなたは、次の理由により銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項ただし書に規定する者に該当すると認められ、同法第9条の5第3項第3項の規定により、^{第9条の5第3項}教習資格の認定を取消したので通知する。

理 由

備考

- 1 あなたに交付しました教習資格認定証又は練習資格認定証は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第37条の銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書に添えて速やかに返納してください。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第8号(第21条、第24条関係)

教習資格認定取消通知書
練習資格

第 号
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

あなたは、次の理由により銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項ただし書に規定する者に該当すると認められ、同法第9条の5第3項第3項の規定により、^{第9条の5第3項}教習資格の認定を取消したので通知する。

理 由

備考

- 1 あなたに交付しました教習資格認定証又は練習資格認定証は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第11条の4の銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書に添えて速やかに返納してください。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第9号の2（第25条の2関係）

年少射撃資格不認定通知書

第 号
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった年少射撃資格の認定については、次の理由により認定しないので通知する。

申請者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	銃 砲 の 種 別	
	射撃指導員の氏名	
理 由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第10号（第26条関係）

第 号	空気銃又はけん銃預り書	年 月 日
委託者	殿	受託者
けん銃の種類、番号及び数量、実包数、付属品名及び数量		
けん銃部品の種類、番号及び数量		
注 意 事 項	けん銃及びけん銃部品の返還は、この預り書と引換えに行うことになるので、大切に保管すること。	

-----切 取 線-----

空気銃又はけん銃預り書		第 号	
		預り年月日	年 月 日
委 託 者	本 籍		
	住 所		
	職 業		
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
けん銃の種類、番号及び数量、実包数、付属品名及び数量			
けん銃部品の種類、番号及び数量			
保 管 場 所			
取 扱 責 任 者			

備考

- 1 受託者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第10号（第26条関係）

第 号	けん銃等預り書	年 月 日
委託者	殿	受託者
けん銃の種類、番号及び数量、実包数、付属品名及び数量		
けん銃部品の種類、番号及び数量		
注 意 事 項	けん銃及びけん銃部品の返還は、この預り書と引換えに行うことになるので、大切に保管すること。	

-----切 取 線-----

けん銃等預り書		第 号	
		預り年月日	年 月 日
委 託 者	本 籍		
	住 所		
	職 業		
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
けん銃の種類、番号及び数量、実包数、付属品名及び数量			
けん銃部品の種類、番号及び数量			
保 管 場 所			
取 扱 責 任 者			

備考

- 1 受託者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第10号の2 (第26条の2関係)

猟銃実包出納簿

(実包の種類)

年月日	受入数量				払出数量					現在数量	相手方の住所及び氏名	備考
	製造した実包	譲り受けた実包	交付された実包	計	譲り渡した実包	消費した実包	交付した実包	廃棄した実包	計			

備考

- 1 猟銃等保管業者に保管の委託をした場合は交付した実包の欄に、返却を受けた場合は交付された実包の欄に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第11号（第27条関係）

銃砲保管状況報告徴収通知書

第 号
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

あなたが所持している銃砲及び**実包等**の保管状況について、銃砲刀剣類所持等取締法
施行細則第27条第1項の銃砲保管状況報告書により、 年 月 日までに報
告するよう通知する。

別記様式第11号（第27条関係）

銃砲保管状況報告徴収通知書

第 号
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

あなたが所持している銃砲の保管状況について、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則第
27条第1項の銃砲保管状況報告書により、 年 月 日までに報告するよう
通知する。

別記様式第15号 (第29条関係)

指 示 書

第 号
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の9 第1項 の規定により、次のとおり危害予防上
第2項 必要な措置を執るよう指示する。

銃砲刀剣類 所持者は 又 年少射撃者 資格者	住 所	
	氏 名	
指 示 の 内 容		
指 示 を 行 う 理 由		

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第15号 (第29条関係)

指 示 書

第 号
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の9の規定により、次のとおり危害予防上必要な措置
をとるよう指示する。

銃砲刀剣類 所持者	住 所	
	氏 名	
指 示 の 内 容		
指 示 を 行 う 理 由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第16号の2（第30条の2関係）

年少射撃資格認定取消通知書

第 号
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第11条の3 第1項 の規定により、次のとおり年少射撃
資格の認定を取り消したので通知する。 第2項

被 処 分 者	本 籍				
	住 所				
	職 業				
	氏 名		性別	男・女	
処 分 内 容	認 定 の 取 消 し				
	銃の種別	認定年月日	認定番号		
処 分 理 由					
射 撃 指 導 員	本 籍				
	住 所				
	職 業				
	氏 名		性別	男・女	

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第18号 (第30条の3関係) 略

別記様式第20号 (第32条の2関係)

準空気銃製造・輸出事業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第101条第4項の規定により、準空気銃の製造の事業を廃止したので次のとおり届け出ます。

年 月 日

香川県公安委員会 殿

届出人氏名 ㊤

主たる事務所の名称及び所在地	
事業場の名称及び所在地並びに責任者の住所及び氏名	
廃止年月日及び理由	
返納の書類	準空気銃製造事業等届出済証明書

備考

- 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 届出人が法人である場合は、届出人氏名欄は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第18号 (第30条の2関係) 略

別記様式第20号 (第32条の2関係)

準空気銃製造・輸出事業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第16条の4第4項の規定により、準空気銃の製造の事業を廃止したので次のとおり届け出ます。

年 月 日

香川県公安委員会 殿

届出人氏名 ㊤

主たる事務所の名称及び所在地	
事業場の名称及び所在地並びに責任者の住所及び氏名	
廃止年月日及び理由	
返納の書類	準空気銃製造事業等届出済証明書

備考

- 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 届出人が法人である場合は、届出人氏名欄は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第21号（第33条、第34条関係）

模造けん銃製造・輸出事業廃止届出書
 模擬銃器

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 第103条第5項

第104条第2項において準用する同規則第103条第5項の規定により、模造けん銃の製造の事業を廃止したので次のとおり届け出ます。
 模擬銃器 輸出

年 月 日

香川県公安委員会 殿

届出人氏名 ㊟

主たる事務所の名称及び所在地	
事業場の名称及び所在地並びに責任者の住所及び氏名	
廃止年月日及び理由	
返納の書類	模造けん銃製造事業等届出済証明書 模擬銃器

備考

- 1 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 届出人が法人である場合は、届出人氏名欄は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第21号（第33条、第34条関係）

模造けん銃製造・輸出事業廃止届出書
 模擬銃器

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 第17条の2第5項
 第17条の3第2項において準用する同規則第17条の

2第5項の規定により、模造けん銃の製造の事業を廃止したので次のとおり届け出ます。
 模擬銃器 輸出

年 月 日

香川県公安委員会 殿

届出人氏名 ㊟

主たる事務所の名称及び所在地	
事業場の名称及び所在地並びに責任者の住所及び氏名	
廃止年月日及び理由	
返納の書類	模造けん銃製造事業等届出済証明書 模擬銃器

備考

- 1 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 届出人が法人である場合は、届出人氏名欄は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長
1~27 略					1~27 略				
28 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)	第3条第1項第11号~第4条第4項 略				28 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)				
	第4条第5項	略			第3条第1項第11号~第4条第4項 略				
	第4条の3第1項	認知機能検査の実施		○					
	第4条の3第2項	認知症に係る指定医による受診及び診断書の提出の命令		○					
	第4条の4第1項	略			第4条の3第1項 略				
	第4条の4第2項	略			第4条の3第2項 略				
	第5条の3第1項	略			第5条の3第1項 略				
	第5条の3第2項~第5条の4第2項 略				第5条の3第2項~第5条の4第2項 略				
	第5条の4第3項	略			第5条の4第3項 略				
	第5条の5第1項	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施		○	第5条の4第3項 略				
	第5条の5第2項	技能講習修了証明書の交付		○					
	第5条の5第3項	技能講習修了証明書の書換え又は再交付		○					

	(第5条の3第3項の準用)		
第5条の5第4項	技能講習の事務の一部委託		○
第6条第1項	略		
第6条第2項～第7条第2項 略			
第7条の3第2項	略		
第7条の3第3項	認知機能検査の実施(第4条の3第1項の準用)		○
第7条の3第3項	認知症に係る指定医による受診及び診断書の提出の命令(第4条の3第2項の準用)		○
第8条第2項	略		
第8条第3項～第9条の12第3項 略			
第9条の12第4項	略		
第9条の12第4項	略		
第9条の13第1項	年少射撃資格の認定及び不認定		○
第9条の13第2項	年少射撃資格認定証の交付		○
第9条の13第3項	年少射撃資格認定証の書換え又は再交付(第7条第2項の準用)		○
第9条の14第1項	年少射撃資格の認定のための講習会の開		○

第6条第1項	略		
第6条第2項～第7条第2項 略			
第7条の3第2項	略		
第8条第2項	略		
第8条第3項～第9条の12第3項 略			
第9条の12第4項	略		
第9条の12第4項	略		

	催		
第9条の14第2項	年少射撃資格講習修了証明書の交付		○
第9条の14第3項	年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付（第5条の3第3項の準用）		○
第9条の14第3項	年少射撃資格講習の事務の一部委託（第5条の3第4項の準用）		○
第9条の15第2項	年少射撃資格認定証の返納の受理（第8条第2項の準用）		○
第9条の15第3項	死亡届出義務者等による年少射撃資格認定証の返納の受理（第8条第4項の準用）		○
第10条の6第1項	許可銃砲及び実包等の保管状況に関する報告の徴収		○
第10条の6第2項	許可猟銃又は当該猟銃に適合する実包の保管場所への立入検査等の実施		○
第10条の6第6項～第10条の8第4項 略			
第10条の9第1項	略		
第10条の9第2項	年少射撃資格の認定を受けた者に対する指示		○
第11条第1項及び第2項	略		

第10条の6第1項	許可銃砲の保管状況に関する報告の徴収		○
第10条の6第2項	許可猟銃の保管場所への立入検査等の実施		○
第10条の6第6項～第10条の8第4項 略			
第10条の9	略		
第11条第1項及び第2項	略		

第11条第3項・第11条第4項 略			
第11条第5項	略		
第11条第6項	空気銃の所持許可の取消し	<input type="checkbox"/>	
第11条第7項	略		
第11条第8項	略		
第11条第9項	略		
第11条第10項	略		
第11条第11項	略		
第11条第11項	略		
第11条の2第1項～第11条の2第5項 略			
第11条の2第6項	略		
第11条の2第6項	略		
第11条の3	年少射撃資格の認定の取消し	<input type="checkbox"/>	
第12条第1項	略		
第12条の3～第27条の2第2項 略			
第27条の3	略		
第28条の2第1項	猟銃安全指導委員の委嘱		<input type="checkbox"/>
第28条の2第3項	猟銃安全指導委員に対する情報の提供		<input type="checkbox"/>

第11条第3項・第11条第4項 略	
第11条第5項	略
第11条第6項	略
第11条第7項	略
第11条第8項	略
第11条第9項	略
第11条第10項	略
第11条第10項	略
第11条の2第1項～第11条の2第5項 略	
第11条の2第6項	略
第11条の2第6項	略
第12条第1項	略
第12条の3～第27条の2第2項 略	
第27条の3	略

(1) 銃砲刀 剣類所持等 取締法施行 令(昭和33 年政令第33 号)	第28条の 2第6項	猟銃安全指導委員に 対する研修の実施		○
	第28条の 2第7項	猟銃安全指導委員の 解嘱	○	
	第29条第 1項	略		
	第29条第 2項	略		
	第2条第 3号	略		
	第6条第 1項	略		
	第6条第 2項	略		
	第17条第 2項	略		
	第18条	略		
	第20条第 1項	略		
	第21条第 1項	技能講習の日時、場 所等の通知		○
	第24条第 1項	略		
	第24条第 2項	略		
	第26条第 2項	略		
	第29条第 1項	年少射撃資格講習会 の日時、場所等の公 表		○
第35条第 1項	略			
第35条第	略			

(1) 銃砲刀 剣類所持等 取締法施行 令(昭和33 年政令第33 号)	第29条第 1項	略		
	第29条第 2項	略		
	第1条の 2第3号	略		
	第4条第 1項	略		
	第4条第 2項	略		
	第5条の 8第2項	略		
	第5条の 9	略		
	第5条の 11第1項	略		
	第6条第 1項	略		
	第6条第 2項	略		
	第6条の 3第2項	略		
	第7条の 3第1項	略		
	第7条の	略		

	2項			
	第35条第3項	略		
	第35条第4項	略		
	第35条第5項	略		
	第35条第6項	他の都道府県公安委員会への年少射撃資格認定証の書換えの通知（第35条第2項の準用）		○
(2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	第1条第2項	略		
	第4条第2項	略		
	第4条第3項	略		
	第4条第4項	略		
	第5条第2項	略		
	第5条第3項	人命救助等に従事する者の解雇又は記載事項の変更の届出の受理（第6条第3項の準用）		○
	第5条第3項	人命救助等に従事する者の届出済証明書の亡失等の届出の受理（第6条第5項の準用）		○
	第6条第2項	略		

	3第2項			
	第7条の3第3項	略		
	第7条の3第4項	略		
	第7条の3第5項	略		
(2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	第1条第2項	略		
	第2条第2項	略		
	第2条第3項	略		
	第2条第4項	略		
	第2条の2第2項	略		
	第2条の2第3項	人命救助等に従事する者の解雇又は記載事項の変更の届出の受理（第3条第3項の準用）		○
	第2条の2第3項	人命救助等に従事する者の届出済証明書の亡失等の届出の受理（第3条第5項の準用）		○
	第3条第2項	略		

第6条第3項	略		
第6条第5項	略		
第10条第1項第2号	診断書の作成に必要な知識経験を有する医師の認定		○
第12条第2項	略		
第18条	略		
第20条	略		
第23条	略		
第26条	技能講習の受講申込みの受理		○
第36条第1項	略		
第39条	略		
第41条	略		
第42条	略		
第45条	略		
第46条	略		
第51条	略		
第53条	略		
第54条	略		

第3条第3項	略	
第3条第5項	略	
第5条第2項	略	
第6条の2	略	
第6条の4	略	
第6条の7	略	
第11条の3第1項	略	
第11条の5の2	略	
第11条の5の4	略	
第11条の5の5	略	
第11条の8	略	
第11条の9	略	
第11条の13	略	
第11条の15	略	
第11条の	略	

第58条第2項	略		
第61条	略		
第62条	略		
第65条	練習射撃場指定書の交付（第51条の準用）		○
第67条	練習射撃指導員解任命令書の交付（第53条の準用）		○
第68条	練習射撃場指定申請書の記載事項変更届出書の受理（第54条の準用）		○
第72条	届出を受理した旨の記載をした届出書の交付（第58条第2項の準用）		○
第74条	略		
第81条	年少射撃資格講習の受講申込みの受理		○
第91条第2項	略		
第91条第3項	略		
第94条	略		
第95条	略		
第97条	略		

16			
第11条の19第2項	略		
第11条の21	略		
第11条の22	略		
第11条の25	練習射撃場指定書の交付（第11条の13の準用）		○
第11条の27	練習射撃指導員解任命令書の交付（第11条の15の準用）		○
第11条の28	練習射撃場指定申請書の記載事項変更届出書の受理（第11条の16の準用）		○
第11条の32	届出を受理した旨の記載をした届出書の交付（第11条の19第2項の準用）		○
第11条の34	略		
第14条第2項	略		
第14条第3項	略		
第16条	略		
第16条の2	略		
第16条の2の3	略		

第98条	略		
第101条 第2項	略		
第101条 第3項	略		
第101条 第4項	略		
第103条 第3項	略		
第103条 第4項	略		
第103条 第5項	略		
第104条 第2項	模擬銃器製造等届出書の記載事項変更届出の受理（第103条第3項の準用）		○
第104条 第2項	届出を受理した旨を記載した届出書の交付（第103条第4項の準用）		○
第104条 第2項	模擬銃器製造等の廃止の届出の受理（第103条第5項の準用）		○
第109条	銃砲刀剣類等一時保管書及び代金領収書の受理並びに売却代金明細書の交付（第42条の準用）		○
第114条	略		
第115条	提出命令書及び代金領収書の受理並びに		○

第16条の 2の4	略		
第16条の 4第2項	略		
第16条の 4第3項	略		
第16条の 4第4項	略		
第17条の 2第3項	略		
第17条の 2第4項	略		
第17条の 2第5項	略		
第17条の 3第2項	模擬銃器製造等届出書の記載事項変更届出の受理（第17条の2第3項の準用）		○
第17条の 3第2項	届出を受理した旨を記載した届出書の交付（第17条の2第4項の準用）		○
第17条の 3第2項	模擬銃器製造等の廃止の届出の受理（第17条の2第5項の準用）		○
第20条の 2	銃砲刀剣類等一時保管書及び代金領収書の受理並びに売却代金明細書の交付（第11条の5の5の準用）		○
第25条	略		
第25条の 2	提出命令書及び代金領収書の受理並びに		○

		売却代金明細書の交付（第42条の準用）		
	第117条	略		
(3) 略				
(4) 技能検 定、技能講 習及び射撃 教習に關す る規則（昭 和53年国家 公安委員会 規則第8号）	第5条	技能検定の打切り		○
	第6条第 3項	技能講習の打切り（ 第5条の準用）		○
(5) 猟銃安 全指導委員 規則（平成 21年国家公 安委員会規 則第12号）	第2条第 1項	猟銃安全指導委員の 活動区域の定め	○	
	第2条第 2項	猟銃安全指導委員の 氏名等を周知させる 措置		○
	第6条第 1項	猟銃安全指導委員証 の交付		○
	第6条第 2項	猟銃安全指導委員の 腕章の交付		○
	第8条	猟銃安全指導委員の 解嘱理由の通知及び 弁明の機会の付与		○
(6) 銃砲刀 劍類所持等 取締法施行 細則（平成 12年香川県 公安委員会 規則第15号）	第9条	略		
	第9条の 3第1項	指定医の指定	○	
	第9条の 3第2項	指定医の指定の告示 （第30条の4第3項 の準用）		○
	第11条	初心者講習会の講習 用資料の交付		○
第17条～第24条 略				

		売却代金明細書の交付（第11条の5の5の準用）		
	第28条	略		
(3) 略				
(4) 銃砲刀 劍類所持等 取締法施行 細則（平成 12年香川県 公安委員会 規則第15号）	第9条	略		
	第11条	講習用資料の交付		○
第17条～第24条 略				

第25条第2項	略		
第25条の2	年少射撃資格不認定通知書の交付		○
第25条の4	年少射撃資格講習会の講習用資料の交付		○
第27条第1項	略		
第27条第2項～第29条 略			
第30条	略		
第30条の2	年少射撃資格認定取消通知書の交付		○
第30条の4第1項	略		
第30条の4第3項	略		
第31条	略		
第38条	略		
第38条の2第3項	猟銃安全指導委員の辞職の承認		○
第38条の2第4項	猟銃安全指導委員証及び腕章の返納の受理		○

29～99 略

備考
略

第25条第2項	略		
第27条第1項	略		
第27条第2項～第29条 略			
第30条	略		
第30条の3第1項	略		
第30条の3第3項	略		
第31条	略		
第38条	略		

29～99 略

備考
略

附 則

この規則は、平成21年12月4日から施行する。